

大阪市条例第73号

大阪市環境衛生、医事及び薬事関係手数料条例の一部を改正する条例

大阪市環境衛生、医事及び薬事関係手数料条例（平成12年大阪市条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
(理容師法等の規定に基づく事務に係る手数料)	(理容師法等の規定に基づく事務に係る手数料)
第2条 [略]	第2条 [同左]
[削る]	<u>2</u> 前項の規定にかかわらず、理容所の開設者から当該理容所の営業を譲り受け、理容所を開設した者が申請する理容師法の規定に基づく当該理容所の構造設備の検査（当該譲受けの前後において、その検査に係る理容所の構造設備の概要に変更がないものに限る。）又は美容所の開設者から当該美容所の営業を譲り受け、美容所を開設した者が申請する美容師法の規定に基づく当該美容所の構造設備の検査（当該譲受けの前後において、その検査に係る美容所の構造設備の概要に変更がないものに限る。）については、それぞれ1件につき12,900円の手数料をその申請をする者から徴収する。
(興行場法の規定に基づく事務に係る手数料)	(興行場法の規定に基づく事務に係る手数料)
第4条 [略]	第4条 [同左]
[削る]	<u>2</u> 前項の規定にかかわらず、興行場営業を営む者から当該興行場営業を譲り受けた者が行う興行場法の規定に基づく当該興行場

	<p>営業の許可の申請（当該譲受けの前後において、その申請に係る興行場の構造設備に変更がないものに限る。）に対する審査については、1件につき16,300円（臨時の営業又は仮設の施設による営業にあっては、10,100円）の手数料をその申請をする者から徴収する。</p>
(旅館業法の規定に基づく事務に係る手数料)	(旅館業法の規定に基づく事務に係る手数料)
第5条 [略]	第5条 [同左]
[削る]	<u>2</u> 前項（第2号を除く。）の規定にかかわらず、旅館業を営む者から当該旅館業を譲り受けた者が行う旅館業法の規定に基づく当該旅館業の許可の申請（当該譲受けの前後において、その申請に係る営業施設の構造設備及び管理事務室の位置に変更がないものに限る。）に対する審査については、1件につき16,300円の手数料をその申請をする者から徴収する。
(公衆浴場法の規定に基づく事務に係る手数料)	(公衆浴場法の規定に基づく事務に係る手数料)
第6条 [略]	第6条 [同左]
[削る]	<u>2</u> 前項の規定にかかわらず、浴場業を営む者から当該浴場業を譲り受けた者が行う公衆浴場法の規定に基づく当該浴場業の許可の申請（当該譲受けの前後において、その申請に係る営業施設の構造設備に変更がないものに限る。）に対する審査については、1件につき16,300円の手数料をその申請をする者から徴収する。
(クリーニング業法の規定に基づく事務に係	(クリーニング業法の規定に基づく事務に係

る手数料) 第10条 [略] [削る]	る手数料) 第10条 [同左] <u>2</u> 前項の規定にかかわらず、クリーニング業を営む者から当該クリーニング業を譲り受け、クリーニング所を開設した者が申請するクリーニング業法の規定に基づく当該クリーニング所の構造設備の検査（当該譲受けの前後において、その検査に係るクリーニング所の構造設備の概要に変更がないものに限る。）については、1件につき12,900円の手数料をその申請をする者から徴収する。
---------------------------	--

備考 表中の[]の記載は注記である。

附 則

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。
- 2 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）附則第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項及び第9条第1項に規定する者並びに旅館業法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第101号）附則第2条に規定する者により申請された理容師法（昭和22年法律第234号）、美容師法（昭和32年法律第163号）、興行場法（昭和23年法律第137号）、旅館業法（昭和23年法律第138号）、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）及びクリーニング業法（昭和25年法律第207号）の規定に基づく事務に係る手数料については、この条例による改正前の大阪市環境衛生、医事及び薬事関係手数料条例第2条第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項及び第10条第2項の規定は、なおその効力を有する。